

区長報告第十一号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十六年一月十七日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

平成二十六年二月十九日

港区長 武井雅昭

記

平成二十四年十月五日議決を得た工事請負契約（港区営住宅シティハイツ芝浦建替に伴う機械設備工事）の契約金額「一億五千五百四十万円」を「一億五千九百十九万三千六十八円」に変更する。